



島根県報

平成16年5月6日(木)

第1,569号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目次

告示

平成16年度島根県保育士試験の実施	(青少年家庭課)	1
土地改良区の役員の就任	(農村整備課)	5
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(水産課)	5
特定調達公告		
財務会計オンライン機器の賃借及び保守に係る随意契約の相手方等	(出納局)	6
教委公告		
島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施	(義務教育課)	6
監査告示		
外部監査人補助者の選任		11
正誤		
平成16年3月19日付け島根県報号外第21号中	(税務課)	12

告示

島根県告示第493号

平成16年度島根県保育士試験を次のとおり実施するので、島根県保育士試験規程（昭和28年島根県告示第629号）第3条の規定により告示する。

平成16年5月6日

島根県知事 澄田信義

1 試験日時、試験科目及び試験場所

(1) 筆記試験

月 日	試験科目	時 間	試験場所
8月4日 (水曜日)	社会福祉	9:30~10:30(60分)	《松江会場》 松江合同庁舎 又は いきいきプラザ島根
	児童福祉	11:00~12:00(60分)	
	発達心理学	13:00~13:30(30分)	
	精神保健	14:00~14:30(30分)	
	小児保健	15:00~16:00(60分)	
8月5日 (木曜日)	小児栄養	9:30~10:30(60分)	《浜田会場》 いわみーる
	保育原理	11:00~12:00(60分)	
	教育原理	13:00~13:30(30分)	
	養護原理	14:00~14:30(30分)	
	保育実習理論	15:00~16:00(60分)	

(注)受験願書に○印を付けた会場で受験して下さい。会場の変更には応じません。

(2) 実技試験(筆記試験全科目合格者についてのみ行います。)

月 日	分 野	試験場所
10月15日 (金曜日)	絵画制作 • 言語 • 音楽	島根県立県民会館

(注) 1 3分野のうち2分野を選択してください。

(注) 2 試験時間については、筆記試験結果通知の際に、筆記試験合格者にのみお知らせします。

2 試験の方法

(1) 筆記試験

1に掲げた社会福祉、児童福祉、発達心理学及び精神保健、小児保健、小児栄養、保育原理、教育原理及び養護原理、保育実習理論の8科目についてそれぞれ筆記試験を行います。

(2) 実技試験

筆記試験全科目合格者についてのみ行います。

受験申請時に、次のア、イ、ウの中から2分野を選択して下さい。申請後の変更は認めません。また、選択していない分野の受験はできません。試験内容は、次のとおりです。

ア 絵画制作

「保育所(園)での子どもと保育士の活動(行事等を含む)の一場面を表現する」

イ 言語

各自があらかじめ用意した童話等を3分間口演する。題材は、自作・他作を問わず、童話・神話・民話・伝説・昔話等自由とする。

ウ 音楽

次の課題曲の両方を、ピアノ、ギター(アンプ(電気)を使用しないもの)、アコーディオンのいずれかで伴奏しながら歌う。

ア ありさんの おはなし

イ 空にらくがきかきたいな

(注) 1 ピアノ以外の楽器は、各自持参すること。

(注) 2 当日楽譜は用意してありますが、自分の楽譜を持ち込んでも結構です。

3 試験科目の一部免除

次に掲げる者については、本人の願い出により試験科目の受験を免除するので、保育士試験受験願書の試験科目受験免除願に記入し、試験科目の一部免除に該当することを証明する書類を添えて提出して下さい。

(1) 前年あるいは前々年に、島根県又は他の都道府県で実施された保育士試験で合格した科目のある者

(2) 厚生労働大臣の指定する学校又は施設において、その指定する科目を全て専修した者

(3) 幼稚園教諭免許所有者(臨時免許を除く)は発達心理学・教育原理・実技試験が免除されます。

4 受験資格

次のいずれかに該当する者。

(1) 学校教育法による大学に2年以上在学して62単位以上修得した者(短期大学を卒業した者を含む。)又は高等専門学校を卒業した者、その他 注1 その者に準ずるものとして厚生労働大臣の定める者

(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、注2 児童福祉施設において2年以上児童の保護又は援護に従事した者(ただし、注2④の施設については、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者に限る。)

なお、2年以上の従事経験とは、少なくとも1日6時間以上、1月当たり20日以上従事していることが必要です。

(3) 上記(2)における児童福祉施設において5年以上児童等の保護又は援護に従事した者(ただし、注2④の施設につ

いては、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者に限る。)

(4) 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事において適当な資格を有すると認定した者

(注) 1 その者に準ずるものとして厚生労働大臣の定める者とは、

- ① 学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ② 学校教育法による高等専門学校及び短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ③ 学校教育法による高等学校の専攻科(修業年限2年以上のものに限る。)若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科(修業年限2年以上のものに限る。)を卒業した者又は当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ④ 学校教育法による専修学校の専門課程(修業年限2年以上のものに限る。)若しくは各種学校(同法56条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。)を卒業した者又は当該専修学校の専門課程若しくは当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ⑤ 学校教育法による中等教育学校の後期課程の専攻科を卒業した者または最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれると当該学校の長が認めた者
- ⑥ 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

(注) 2 児童福祉施設とは、

- ① 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設
- ② 「へき地保育所の設置について」(昭和36年4月3日厚生省発児第76号)に規定するへき地保育所
- ③ 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設
 - i 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生援護施設
 - ii 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者援護施設
 - iii 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日厚生省発児第104号)に規定する知的障害者福祉工場
- ④ 「特別保育事業の実施について」(平成12年3月29日児発第247号)に規定する家庭的保育事業

経過措置

次のいずれかに該当する場合は、経過措置等により受験することができます。

- ① 平成3年3月31日までに、学校教育法による高等学校を卒業した者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者
- ② 平成3年3月31日までに、学校教育法による高等学校又は文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を2年以上履修した者で、児童福祉施設において1年以上児童の保護に従事した者
- ③ 平成3年3月31日までに、学校教育法による高等学校又は文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を1年以上履修した者で、児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事した者
- ④ 平成3年3月31日までに、児童福祉施設(へき地保育所を含む。)において3年以上児童の保護に従事した者
- ⑤ 平成8年3月31日までに高等学校保育科を卒業した者

(1) 提出書類

① 保育士試験受験願書

② 受験資格を証明する書類

卒業証明書、卒業見込証明書、在学証明書、62単位以上修得見込証明書、又は児童福祉施設等の長が発行した勤務証明書など。

③ 試験科目の一部免除に該当することを証明する書類

ア 3の(1)に該当する場合は、当該都道府県が交付した保育士試験一部科目合格証明書の写し

イ 3の(2)に該当する場合は、当該施設又は校長の発行する保育士試験免除指定科目専修証明書

ウ 3の(3)に該当する場合は、幼稚園教諭免許を有することを証明する書類の写し

④ 住民票の写し又は外国人登録済証明書

⑤ 写真（出願前3か月以内に撮影したもので、縦5cm、横4cm、正面向き上半身無帽、無背景のもの。裏面に氏名を記入しておくこと。）1枚

⑥ 80円切手をはったあて名明記の返信用封筒（縦23cm、横12cmのもの）2枚

(2) 受験手数料

受験手数料 12,700円

島根県収入証紙12,700円分を受験願書の所定の欄に貼り（消印しないこと。）納付して下さい。（証紙以外の小切手、郵便切手、収入印紙、為替は無効ですので注意して下さい。）ただし、島根県収入証紙の入手が困難である場合は、受験手数料12,700円を現金書留で送付して下さい。

6 受付期間

平成16年5月17日（月）～5月28日（金）（郵送の場合消印有効）

持参の場合の受付時間：午前8時30分～午後5時（土曜日及び日曜日を除く。）

7 願書提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県健康福祉部青少年家庭課

（注）願書を郵送する場合は、必ず書留郵便とし、封筒には「保育士試験願書在中」と朱書きして下さい。

8 受験票の送付

受験票は、願書を提出した者についての資格を審査し、受験資格を有すると認めた者に対して送付します。

試験日の1週間前になっても未着の場合は県青少年家庭課へ問い合わせて下さい。

9 試験結果の通知

(1) 筆記試験の結果は、平成16年9月下旬頃までに、受験者全員に通知します。筆記試験全科目合格者には、実技試験の試験時間等についてを併せてお知らせします。

(2) 全科目に合格した者は、11月下旬頃までに県庁前掲示板にその番号を掲示するほか、保育士資格証明書を本人に送付します。

(3) 一部科目に合格した者には、保育士試験一部科目合格証明書を11月下旬頃までに送付します。

(4) 不合格者にもその旨を通知します。

(5) 短期大学、高等専門学校の卒業見込み、又は大学における62単位以上修得見込みで受験した者には試験結果のみを通知し、卒業証明書又は修得証明書の提出があった後、保育士資格証明書又は一部科目合格証明書を交付します。

(6) 合否に関する問い合わせには応じられません。

10 受験上の注意事項

(1) 試験科目の一部免除を願い出た科目的試験を受けることはできません。

(2) 試験当日は、各科目ごとに試験開始時間の10分前までに指定の席に着席し、受験票を机上に出しておいてください。ただし、当日受験票を忘れた場合は、事務局に申し出て下さい。

(3) 試験中机上に携帯電話を置くことを禁止します。（時計としても禁止します。）

(4) 試験会場への自家用車での来場は控えてください。

(5) 昼食のあっせんは行いませんので、必要な者は弁当を持参してください。

11 その他

- (1) 一度受理した保育士試験受験願書等及び受験手数料は、返還いたしません。
- (2) 宿泊のあっせんはいたしません。
- (3) この試験についての照会は、島根県健康福祉部青少年家庭課(TEL 0852-22-6689)又は以下の県健康福祉センター等に行ってください。

名称	所在地	電話
松江健康福祉センター	松江市大輪町420	(0852)25-8071
木次健康福祉センター	大原郡木次町大字里方531-1	(0854)42-9631
出雲健康福祉センター	出雲市塩冶町223-1	(0853)21-8789
川本健康福祉センター	邑智郡川本町大字川本279	(0855)72-9677
浜田健康福祉センター	浜田市片庭町254	(0855)29-5543
益田健康福祉センター	益田市昭和町13-1	(0856)31-9537
隱岐支庁健康福祉局	隱岐郡西郷町大字港町字塩口24	(08512)2-9707

島根県告示第494号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年5月6日

島根県知事 澄田信義

平田市伊野土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

原田 康信 平田市野郷町1790番地

2 就任年月日

平成16年3月25日

島根県告示第495号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱(平成13年島根県告示第269号)の一部を次のように改正する。

平成16年5月6日

島根県知事 澄田信義

第5条第3号中「7年」を「10年」に、「2年」を「3年」に、「10年」を「15年」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年5月6日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成16年4月1日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成16年 5月 6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 役務の名称及び数量

財務会計オンライン機器の賃貸借及び保守 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県出納局会計課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成16年 4月 1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通リース株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号

5 随意契約に係る契約金額

64,301,756円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。

教 育 委 員 会 公 告

平成17年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成16年 5月 6日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

1 目的

この試験は、平成17年度に島根県公立学校教員として採用する候補者を選考するために行います。

2 出願資格

次の(1)及び(2)に該当する者が出願できます。

(1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者

(2) 次表に定める募集種別・募集教科（科目等）の教員免許状等資格及び年齢等資格を有する者

区分	募集種別	募 集 人 数	募集教科（科目等）	教 員 免 許 状 等 資 格	年 齡 等 資 格
小学校	教諭	20人程度		●小学校教諭の普通免許状所有者	●昭和45年4月2日以降の出生者 ●現に国公私立の小・中・高・特殊教育諸学校の教諭（正式採用）として勤務中の者又は勤務したことのある者は、昭和35年4月2日以降の出生者
中学校	教諭	20人程度	国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	●中学校教諭の普通免許状所有者	

小・中学校	教諭	5人程度(区分+の内数)	小学校	●小学校教諭の普通免許状所有者	●以下の要件をすべてみたす者 ○昭和35年4月2日以降の出生者 ○現に国公私立の小・中・高・特殊教育諸学校の教諭(正式採用)として勤務中の者又は勤務したことのある者で、平成17年3月末現在で1年以上の勤務経験を有する者 ○石見地域(大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・隠岐郡・那賀郡・美濃郡・鹿足郡)又は隠岐地域(隠岐郡)に限って勤務できる者
			中学校	国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	
高等学校	教諭	20人程度	国語、地理歴史、数学、理科(物理)、英語、芸術(音楽)、保健体育、家庭、農業(造園)、工業(機械)、商業	●高等学校教諭の普通免許状所有者 ●「地理歴史」については「社会」の高等学校教諭の普通免許状所有者も出願可	●昭和45年4月2日以降の出生者 ●農業、工業、商業の各教科(科目等)については、昭和35年4月2日以降の出生者
	教諭(特別免許状)		農業(造園)、工業(機械)、商業	●高等学校教諭の普通免許状を有しない者で、志望する教科に関する社会的実務経験を有する者	
	助教諭(臨時免許状)		工業(機械)	●高等学校教諭の普通免許状を有しない者で、大学(機械)の正規の課程(教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定を受けたものに限る)を卒業又は平成17年3月末までに卒業見込の者で、工業の関係科目について58単位以上を修得又は修得見込の者	
特殊教育諸学校	教諭	15人程度	小学部	●盲・聾・養護学校教諭の普通免許状所有者で、かつ小学校教諭の普通免許状所有者	●昭和45年4月2日以降の出生者 ●現に国公私立の小・中・高・特殊教育諸学校の教諭(正式採用)として勤務中の者又は勤務したことのある者は、昭和35年4月2日以降の出生者
			中学部	技術	
			中学・高等部	国語、社会・地理歴史、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、家庭	
			高等部	農業	
	養護教諭	3人程度		●養護教諭の普通免許状所有者	●昭和45年4月2日以降の出生者

備考 (1) 教員免許状等資格の「普通免許状」とは、教育職員免許法に規定する教員免許状に限ります。
 (2) 平成17年3月末までに教員免許状取得見込の者も所有者とみなします。
 (3) 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。この場合、上表募集種別欄の「教諭」を「任用の期限を付さない常勤講師」と読み替えます。

3 出願手続

(1) 出願期間 平成16年5月25日(火)から6月4日(金)まで

ただし、郵送の場合は、平成16年6月3日(木)までの消印のあるものに限り受け付けます。

持参の場合の受付時間は、月～金曜日の9時から17時とします。

郵送、持参いずれの場合も、別添の専用封筒を使用してください。

(2) 願書等の提出先 〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁義務教育課

(3) 留意事項

(ア) 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。後日、担当者が連絡します。

(イ) 区分 は、勤務地域を石見地域又は隠岐地域の小学校又は中学校に限定して募集するものです。石見地域又は隠岐地域のいずれかを出願時に指定してください。

(ウ) 区分 高等学校教諭(特別免許状)の出願者については、社会的実務経験に関する書類の提出が必要です。このことについては、後日担当者が連絡します。

(エ) 書類不備のものは受け付けません。

(4) 提出書類

提　出　書　類		部　数
願　　書	●本県所定の用紙(D-1)を使用すること。(記入例はB-1~2)	1
データ入力票	●本県所定の用紙(E-1)を使用すること。(記入例はC-1~6)	1
自己アピール	●本県所定の用紙(F-1)を使用すること。	1
受　　験　票	●本県所定の用紙(G-1)を使用すること。	1
連絡用封筒	●のり付(両面テープ貼付可)封筒角形2号(33.2cm×24.0cm)に410円分の切手を貼付すること。 ●2部とも封筒の表に、郵便番号、住所、氏名(「様」をつける)を明記すること。	2

4 選考試験

(1) 第1次試験

(ア) 期日及び会場

① 筆記試験等

期　　日・平成16年7月17日(土)

会　　場・島根県立松江南高等学校　松江市八雲台1-1-1

　　　・島根県立松江商業高等学校　松江市浜乃木8丁目1-1

② 面接試験

期　　日・平成16年7月17日(土)・18日(日)・19日(月)

会　　場・くにびきメッセ(島根県立産業交流会館)松江市学園南1丁目2-1

期日、会場については、受験票送付の際に通知します。

(イ) 試験内容等

試験 日 内 容 区 分	7月17日(土)			7月18日(日)・19日(月)	
	筆記			面接	
全出願者	教育公務員として必要な一般教養や教職教養	適性検査	小論文		面接

携行品については、受験票送付の際に通知します。

(イ) 試験結果の通知

試験の結果については平成16年8月12日(木)午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。あわせて義務教育課ホームページ(<http://www2.pref.shimane.jp/gimu/>)に掲載します。

(2) 第2次試験

(ア) 期日及び会場 平成16年9月5日(日)～12日(日)の予定です。詳細は第1次試験結果の通知の際に連絡します。

(イ) 試験内容等

内容区分	筆記			実技	
及びの小学校全受験者	●小学校教諭として必要な専門的知識や教養			●水泳実技 ●音楽実技	
及びの中学校全受験者	●中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養		模擬授業	○理科受験者は、理科実技 ○英語受験者は、英会話 ○音楽受験者は、音楽実技 ○美術受験者は、美術実技 ○保健体育受験者は、保健体育実技 ○技術受験者は、技術実技 ○家庭受験者は、家庭実技	
の全受験者	●高等学校教諭として必要な各教科(科目)の専門的知識や教養 ○理科(物理)受験者については、理科全般及び物理の専門的知識や教養	適性検査	面接	○理科受験者は、理科実技 ○英語受験者は、英会話 ○音楽受験者は、音楽実技 ○保健体育受験者は、保健体育実技 ○家庭受験者は、家庭実技 ○商業受験者は、商業実技	
の全受験者	●小学校教諭として必要な専門的知識や教養 ●中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養 ●特殊教育諸学校教諭として必要な専門的知識や教養 ●中・高等学校教諭として必要な各教科(科目)の専門的知識や教養 ●高等学校教諭として必要な各教科(科目)の専門的知識や教養	接査	業	●水泳実技 ●音楽実技 ○技術受験者は、技術実技 ○理科受験者は、理科実技 ○英語受験者は、英会話 ○音楽受験者は、音楽実技 ○美術受験者は、美術実技 ○保健体育受験者は、保健体育実技 ○家庭受験者は、家庭実技	

の全受験者	●養護教諭として必要な専門的知識や教養		ロールプレイ	●養護に関する実技
-------	---------------------	--	--------	-----------

(ウ) 試験結果の通知

試験の結果については平成16年9月30日(木)午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。あわせて義務教育課ホームページ(<http://www2.pref.shimane.jp/gimu/>)に掲載します。

(3) 第3次試験

(ア) 期日及び会場 平成16年10月16日(土)~18日(月)の予定です。詳細は第2次試験結果の通知の際に連絡します。

(イ) 試験内容等

面接	模擬授業等
全受験者	全受験者

(4) その他

(ア) 第3次試験受験者には身体検査として、健康診断書の提出を求めます。

(イ) 第3次試験受験者には、第3次試験日までに次の書類の提出を求めます。

教員免許状の証明書等	(免許状所有者) ●所有するすべての普通免許状(願書に記入したもの)の授与証明書。 なお、免許状記載の氏名に変更がある場合には、それを証明する書類を添付すること。 (免許状取得見込者) ●平成17年3月卒業予定者は、その大学の発行する免許状取得見込証明書。 ●通信教育受講者等は、免許取得可能であることを証明する書類(履修証明書等)	1部
学校図書館司書教諭の講習の修了証書の写し	●学校図書館司書教諭の資格を有する者のみ、文部科学大臣が授与した修了証書の写し(コピー)	1部

5 採用候補者名簿登載等

- (1) 選考試験の成績及び提出された書類等により教員採用候補者を選考し、平成17年度島根県公立学校教員採用候補者名簿(以下、「名簿」という。)に登載します。この場合、出願した区分と異なる区分に登載することがあります。
- (2) 中学校教諭採用候補者の選考にあたっては、中学校の複数教科の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (3) 高等学校教諭採用候補者(英語)の選考にあたっては、中国語、朝鮮語、韓国語の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (4) 特殊教育諸学校教諭採用候補者の選考にあたっては、複数の種別又は教科の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (5) 教諭採用候補者の選考にあたっては、学校図書館司書教諭の講習の修了証書を所有(平成17年3月末までに必要単位を修得見込の者も所有者とみなします。)していることを考慮します。
- (6) 登載の結果については平成16年10月29日(金)午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、第3次試験の途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。あわせて、義務教育課ホームページ(<http://www2.pref.shimane.jp/gimu/>)に掲載します。
- (7) 名簿の登載有効期間は、登載された日から平成18年4月1日までとします。
- (8) 資格要件を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取消します。
- (9) 上記考慮する事項に係る免許状等を取得できなかった場合には、名簿の登載を取消すことがあります。
- (10) 名簿に登載された区分の校種と異なる校種に配置し、当分の間勤務してもらうことがあります。
- (11) 区分 高等学校教諭(特別免許状)の採用にあたっては、教育職員検定に合格し特別免許状の授与を受ける必要が

あります。

- (12) 区分 高等学校助教諭（臨時免許状）の採用にあたっては、教育職員検定に合格し臨時免許状の授与を受ける必要があります。臨時免許状の有効期間（3年）内に「職業指導」等の単位を修得し、当該普通免許状を取得すれば、日本国籍を有する者にあっては教諭に、日本国籍を有しない者にあっては任用の期限を付さない常勤講師に任用することとします。免許状取得に要する経費は自己負担とします。
- (13) 選考結果の情報提供については、名簿に登載されなかった者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。提供する情報は、総合評価による区分とします。

6 平成17年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第3次試験受験者についての取扱

平成17年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験において第3次試験を受験したが、名簿に登載されなかった者は、平成18年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の第1次試験を免除します。

7 その他

- (1) 受験票が平成16年6月30日（水）までに届かない場合は連絡してください。
- (2) この選考試験に関する問い合わせ先は次のとおりです。

島根県教育庁義務教育課 TEL (0852) 22-5422

島根県教育庁高校教育課 TEL (0852) 22-5411

- (3) 提出書類の記載事項に変更が生じた時は、速やかに文書（はがき可）で届け出てください。ただし、出願種別、教科等の変更はできません。
- (4) 提出書類については、一切返却しません。

この要項に、添付してある書類は、以下のとおりです。

- 選考試験願書の記入例 (B-1) • 受験票 (G-1)
- 基本データ入力票の記入例 (C-1) • 専用封筒
- 願書用紙 (D-1) • 受験者のみなさんへ
- データ入力票 (E-1) • 石見・隱岐地域限定採用
- 自己アピール (F-1) • 特別免許制度及び助教諭制度について

監査委員告示

監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定に基づき包括外部監査人錦織正二から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年5月6日

島根県監査委員 島田三郎
同 中村芳信
同 品川卯一
同 生田洋一

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

熱田雅夫 出雲市今市町326番地1

今岡正一 松江市黒田町253番地1 サーパス黒田町503

熱田美佐 出雲市今市町326番地1

2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成16年4月20日から平成17年3月31日

正 誤

平成16年3月19日付け島根県報号外第21号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
21	第93号の4様式中	計	税額